

# 会計年度任用職員制度 女性軽視の処遇の改善を

市役所内の非正規職員（会計年度任用職員）が増加していることは、先の議会報告でも触れたとおりです。とりわけ会計年度任用職員の多くが女性ですが、低賃金を承知で募集にに応じており、まるで自己責任と受け止められています。



新年度の処遇改善状況を探ると、休暇については傷病休暇・勤務形態により、1年につき最大10日、介護休暇は要介護者一人の場合、1年度

に最大5日間、通算93日まで取得可能だがいずれも無給。賃金は今年度から勤勉手当の支給を開始、時給単価及び、期末手当率の引き上げを実施したとのこと。

休暇制度は正規職員は有給休暇であるのと異なり、会計年度任用職員は無給のため、休暇を取ればそれだけ収入減になり、休みづらい現状です。

女性軽視とも見える格差、処遇の見直しは不可欠です。

## 関東大震災後の虐殺犠牲者追悼の集い

福田村事件に学ぶ実行委員会では、101年前の「関東大震災後の虐殺犠牲者」の方々の追悼の集いを、下記の日程で開催致します。この間学んで来たことを振り返り、未来に向けて今一度人権尊重の重要性を考える集いと、企画しました。お忙しいかと存じますが、どうぞご参加お願い致します。

記

日程 2024年9月1日(日)午後2時半～

会場 馬橋東市民センター

主催 福田村事件に学ぶ講演会実行委員会

(工藤鈴子他超党派の松戸市議・流山市議他)

問い合わせ先 工藤鈴子 松戸市議会議員

(TEL/FAX 047-368-9362)

## 松戸市内の虐殺現場を歩く フィールドワーク (2024年7月4日)

旧葛飾橋の側の堤防。朝鮮人が陸軍工兵学校の兵士に銃殺され川に落ちた現場近く▶



◀ 万満寺では馬橋駅で捕えられた6人の朝鮮人のうち3人が惨殺された。近くでもうひとり。万満寺に通じる路上で講師の説明を聞く参加者。

## 自転車は軽車両 交通ルール順守を

本年5月17日、道路交通法の改正（自転車の交通違反に交通反則切符＝青切符＝を交付する）が参議院本会議で可決、成立。周知期間が設けられ、2026年から運用開始の見込みです。

① 16歳以上の運転による自転車の交通違反に反則金の導入、② 自転車運転中の携帯使用などながら運転に罰則、③ 安全な速度の義務付け等々115種類程度が対象とのこと。

今後、周知啓発に学校周りを予定。

## 9月議会の日程表

9月2日(月)	9月定例市議会初日	
3日(火)～9日(月)	本会議	一般質問
11日(水)	総務財務常任委員会	
12日(木)	健康福祉常任委員会	
13日(金)	教育環境常任委員会	
17日(火)	建設経済常任委員会	
18日・19日・20日・24日	決算特別委員会	
26日(木)	9月議会最終日	

松戸市政についてご意見やご要望などありましたらお気軽に工藤迄お寄せください。

松戸市議会や工藤鈴子のHPも

ご参照を！

自宅 TEL/FAX 047-368-9362

E-mail kudosuzuko3@gmail.com

HP : https://kudosuzuko.net



松戸市議会議員 (社会民主党公認)

# 工藤 すず子

議会報告 第83号 (6期第7号)

発行 2024年夏季号  
〒271-0094  
松戸市上矢切1451-4  
TEL/FAX 047(368)9362  
E-mail : kudosuzuko3@gmail.com  
HP : https://kudosuzuko.net

## 地方自治法改正がもたらすもの 基礎自治体として市民の混乱を来たさぬよう 市を挙げて適切に対処していく！



参議院において地方自治法改正案が成立したのは6月19日。私がこの一般質問を行ったのは、成立直前の6月17日でした。

2000年に施行された「地方分権法」により、国と地方自治体の関係は対等協力とされているものが、改正で指示権拡大により、対等な関係が損なわれるとの危惧があります。

また指示権が発せられるような事態直前で、本来自治体が速やかな対応をすべきところ、国の指示待ちでも困ります。さらに指示に従った結果、生じた問題の責任は、財源はなど市の影響やその対応を質問しました。

また指示権が発せられるような事態直前で、本来自治体が速やかな対応をすべきところ、国の指示待ちでも困ります。さらに指示に従った結果、生じた問題の責任は、財源はなど市の影響やその対応を質問しました。

### 健康医療部長答弁

市民の生命・財産をあずかる基礎自治体として大規模災害や感染症によるパンデミックなどが発生した場合においては、市民の混乱を来たさぬよう、市を挙げて適切に対処する必要があることから引き続き国会における審議状況や法律案の内容などを注視します。

### 再質問では

地方分権の立場からも、自治体として指示前に事前協議が必要と、声を上げるべきと訴えましたが、付帯決議に期待の様子でした。

## 戦没者追悼式と人権の尊重 追悼式の位置づけと今後

戦後79年目を迎え、多国籍軍と自衛隊の合同軍事演習などのニュースを聞くと、着々と戦争準備が進められていると感じます。

全国各自治体で行われている「戦没者追悼式」。昨年は久方ぶりに参列し、当然ながら遺族会と思われる方々の高齢化、会場の空席を感じました。世界に目を向ければ、戦争は前線で闘う軍人だけでなく、人々の日常生活を突然奪うのだということがよくわかります。

「戦没者追悼式」は、ただ軍人だけではなく、すべての戦争犠牲者を対象にしていることを再確認。質問により、最大の人権侵害といえる戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に継承していく、平和を祈念する重要な式典であるという位置づけが、明確に示されました



# 市役所用地取得議案 反対 13 賛成 30 で議決

## 政策実現フォーラム社民の主張

## 会派幹事長 原 ゆうじ市議の討論

この議案は、相模台の旧法務局跡地 8740 m<sup>2</sup>の土地を 33 億 5 千万円で市役所用地として購入するもので、敷地内には旧法務局建物があり、この解体費用約 3 億円と併せると実質 36 億 5 千万円での購入となります。また本議案は、市が 1 月 31 日に示した市役所段階的整備案の第一ステップ、3 万 7 千 m<sup>2</sup>の新庁舎建設想定のうち 2 万 m<sup>2</sup>の庁舎移転建て替えが前提になっています。

課題である市役所の建て替えにおいて、大きな政策転換を図ろうとしているのに、その根拠さえ示さない、市民への説明責任を放棄するものです。

### (事業費見込みについて)

第 2 ステップ以降の事業費見込額は無理にしても 1 月 31 日の委員会で、建設費の高騰について「約 3 割アップ」と自らが説明。基本構想での事業費見込で 1 m<sup>2</sup>当たりの建築単価は 58 万円と示されています。主要な事業費は建設費であり、市で想定した建築単価と床面積で、58 万 × 1.3 × 2 万 m<sup>2</sup> = 150 億 8 千万円。これに土地購入費、既存建物解体費 3 億円、その他構想案にある移転費用が、1.3 億円、周辺整備 14 億円、現本館・新館解体費が 13 億円など。これら合計でおおよそ 217 億円と試算可。

### 反対理由 ① 「事業費」が不明

一般質問で費用についてその見込み額を明らかにしたうえで、「現地建て替えとの比較をするべきでは？」と何度も聞いたが、市は第一ステップの事業見込みさえ明らかにしようしない点。

### 反対理由 ② 市役所機能再編整備基本構想



基本構想を変えない、この市の姿勢は納得がいきません。今回購入する土地にすべてを建てようとしていた前回までの

案と、今回の段階的整備案とが同じであるはずがありません。また、市は基本構想で立地場所の判断を、「立地適正の評価や、事業費比較結果を総合的に勘案し、移転建て替えが得策」としています。つまりは費用比較をしたうえで移転を選んだと言っていました。しかし今回は費用を明らかにしていないので、比較などできるわけがありません。

つまりは今回の段階的整備案は、市がどうして移転を選んだかその根拠が不明です。市の一番の

なぜ大まかな見込さえ示さないのでしょうか。

### 反対理由 ③ 仮庁舎を検討しない

第一ステップ完了までの 8 年間、耐震不足の本館・新館について「仮庁舎を検討しない」とする市の方針です。これが最大の反対理由です。

市は本館・新館の耐震性を示す指標である、IS 値を 0.3 と HP 上に掲載しています。この数値は震度 6~7 の地震で、「倒壊する危険性がある」とする IS 値 0.3 以上 0.6 未満のゾーンで、最低な数字です。市は過去に行った包帯工法施工を理由に、一定のリスクは回避できているといいます。

一方で耐震診断は平成 7 年（1995 年）実施であり、コンクリート強度、中性化の可能性は否定できないとも述べている。よって経年指標は低下、IS 値は 0.3 を切っているとみるのが妥当と考える。なおかつ、平成 8 年市が行った第 3 次診断結果を見ると、新館 1 1 階層中、7 階層では 0.3 未満、最

小値が 0.25 でした。市は第 3 次診断結果は有効と認めており、現在の IS 値は震度 6 から 7 の地震で倒壊する危険性が高いとされる 0.3 未満との認識は共通のはずです。その他、業務の集約も未解決。

耐震不足を認識しながら、職員・市民の命を守るべき市として、これでいいのか！と考え、庁舎移転用地購入の議案への反対討論とします。

\* 紙面の都合で原稿要約しています。

## 单身や、身寄りのない高齢者への支援の必要性

### 入院や施設入所に本来身元保証は不要

長寿化、超高齢社会となり单身の高齢者や身寄りのない高齢者等の身元保証の対応が問題になっています。国においても高齢化の進展や核家族化、単身世帯増加の中で、高齢者の意思決定の支援、サポートの必要性が課題とされ、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」が検討されています。

身寄りのいない方、单身の方々が病院を受診したり、介護施設等を利用する際に身元保証人、身元引受人を求められご苦労があります。医療面ではとりわけ受診を拒むことは認められていないはずですが、必須条件にしている所もあるとのこと。介護施設では逆に「身元保証不要」を売りとして強調している様子も。

国のガイドラインの検討は「身元保証」を見直すのではなく、これを担う事業者を前提にしていることが心配されます。

そこで市がこれをどのように考え、対応しようとしているのかを質問しました。

### 福祉長寿部長答弁

病院への入院や施設への入所については、本来身元保証人等がいなくても理由に拒否してはならないとされている。一方、病院や施設が、高齢者本人が対応できない場合の支払い等、リスク回避の一環として身元保証人を求めている場合があると聞き及ぶ。

身寄りのない高齢者はこれらの状況に加え、認知

症などで判断能力が不十分になった場合の入院・入所手続きにも不安を感じていると認識している。

市として不安を解消する方策の一つとして、成年後見制度の周知を目的とした講演会の開催など積極的に普及啓発を行っている。本人の福祉を図るために成年後見制度の利用が必要な状況にもかかわらず、申立人が不在の場合には、適宜市から申し立てを実施している。いきいき安心センターに相談があった場合は成年後見制度の説明のほか、希望に応じて身元保証に関する民間事業者などの情報提供を行う場合もある。今後この事業への需要は高まっていくと考えられ、国において順守すべき法律上の規定や留意すべき事項等を関係者横断で整理し、ガイドラインが策定された。

今後市民の方々が適切に事業者を選択できるような取り組みを検討する。

### 工藤市議の要望

单身や身寄りのない、頼るところのない方々の問題が認識されているものの、国のガイドラインは民間事業者への対応であり、高齢者に寄り添うものではないと思われる。超高齢社会、認知症の拡大等いつ誰がどんな被害に巻き込まれるかわからない状況。事業者だよりではなく公的に市民の人権が侵害されることのないよう、今後の課題として対応をお願いする。

